

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 4 年 10 月 4 日	三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和 4 年 10 月 4 日) 〔 教育長及び県立稲生高等学校長の 三重県高等学校体育連盟への利益供 与により、年間数百万円にも上ると みられる損害を県に与えてしまっ ている。これは県費の不正な利用で あり、是正が図られるべきである と考 える。〕	教育委員会

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
2	令和4年10月4日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和4年10月4日)</p> <p>教育長及び県立稲生高等学校長等は、教育委員会規則で定められている目的外使用に係る手続きを適法に踏まず、許可権限を有していない学校長の判断により、三重県立稲生高等学校同窓会及び教職員に対して、県立稲生高等学校敷地でのバス・マイクロバスの駐車を長年にわたり漫然と黙認又は承認し、駐車料金を徴収してこなかった。これらの行為は明らかに違法・不当である。県立稲生高等学校の敷地内にバス・マイクロバスを駐車するのであれば、正規の手続きを踏まえ、教育財産の使用許可を受けた上で、使用料（駐車料金）を支払うべきであると主張する。</p>	教育委員会